

平成23年度

倉吉市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

倉吉市監査委員

受 監 第 4 1 号

平成 2 4 年 8 月 1 7 日

倉吉市長 石 田 耕太郎 様

倉吉市監査委員 松 井 幹 雄

倉吉市監査委員 治 郎 丸 康

倉吉市監査委員 段 塚 廣 文

平成 2 3 年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 3 年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査の結果を別紙のとおり意見を付けて提出します。

平成23年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成24年8月6日から平成24年8月10日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。なお、審査に当たっては、算定の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は、下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、健全化判断比率は正確であると認められる。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (-3.02)	— (-8.45)	17.7	137.2
早期健全化基準	12.82	17.82	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は「—」で表示される。

※（ ）内は、実質黒字又は連結実質黒字の比率を負の値で表示したもの。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は437,789千円の黒字で、前年度に比べ299,535千円(40.6%)の減少となった。この結果、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は-3.02%となり前年度に比べ1.97ポイントの減少となっている。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支額等の合計は1,221,066千円の黒字で、前年度に比べ203,845千円(14.3%)の減少となった。この結果、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は-8.45%となり前年度に比べ1.19ポイントの減少となっている。

③ 実質公債費比率について

当年度は、17.7%になっており早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。前年度に比べて、鳥取中部ふるさと広域連合負担金減などにより、1.3ポイント減少し改善されている。

実質公債費比率が18.0%未満となり平成24年度より地方債許可団体から協議団体に移行した。

④ 将来負担比率について

当年度は、137.2%になっており早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。前年度に比べて、7.7ポイント減少している。

平成23年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成24年8月6日から平成24年8月10日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。なお、審査にあたっては、算定の基礎となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足比率は正確であると認められる。

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業	—	20.0%	
簡易水道事業	—		
下水道事業	—		
集落排水事業	—		
温泉配湯事業	—		
国民宿舎事業	—		

※資金不足を生じない場合は、「資金不足比率」は「—」で表示される。

(2) 個別意見

特になし